

(公印省略)

4 介保第 6 9 7 2 号
令和 5 年 3 月 6 日

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部介護保険課)

令和 5 年度 介護職員処遇改善加算等の届出について (通知)

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度当初 (令和 5 年 4 月サービス分) から介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (以下「加算等」という。) の算定を受ける場合は、令和 5 年 4 月 15 日までに届け出ることとされています。

つきましては、令和 5 年度の処遇改善加算等の届出について、以下の内容をご確認いただき、必要な書類を提出してください。

なお、令和 5 年度分の対象サービス月は、令和 5 年 4 月サービス分から令和 6 年 3 月サービス分です。

令和 4 年度の介護職員処遇改善加算または特定処遇改善加算を算定している場合も、令和 5 年度分を算定する場合は、改めて令和 5 年度の介護職員処遇改善加算等の届出が必要になりますので、ご注意ください。(一度の届出で自動的に継続されるものではありません。)

記

1 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善等計画書総括表 (別紙様式 2-1)
 - (2) 介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) (別紙様式 2-2)
 - (3) 介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) (別紙様式 2-3)
 - (4) 介護職員等ベースアップ等支援計画書 (施設・事業所別個表) (別紙様式 2-4)
- ※ 算定する加算によって提出物が異なりますのでご注意ください。

2 提出期限

令和 5 年 4 月 17 日 (月) (必着)

- ※ 郵便等の場合は、市到着日が受付日となります。提出期限までに到着しなかった場合、令和 5 年 4 月からの算定ができませんのでご注意ください。
- ※ 年度の途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月末までに、必要な書類を提出することとされています。

裏面も必ずご確認ください。

3 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市役所介護保険課育成・支援チーム

4 届出に関する様式

様式は、久留米市ホームページよりダウンロードしてください。

久留米市公式ホームページ→トップページ上段の「暮らし・届出」→下段の「オンラインサービス」→上段の「申請・届出ガイド」→「高齢者支援・介護保険」→介護保険（事業者向け）の「7-2. 令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に関する届出書」（中段に「申請書（様式ダウンロード）」に様式を掲載しています。）

【検索する場合】

久留米市ホームページのページ中段検索窓に『令和5年度介護職員処遇改善加算』と入力し、「検索」ボタンをクリックすると、申請書のページが一番上に表示されます。

【久留米市公式ホームページアドレス】

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

5 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出する場合、届出する事業所の中に、久留米市所管以外の事業所が含まれる場合は、その事業所を所管する保険者にも届出が必要になります。（様式等については、各保険者にお問い合わせください。）
- (2) 介護職員処遇改善加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。実績報告は、届出の区分（事業所単位、法人単位）と一致する必要があります。（例：今回の加算の届出を事業所単位で行った場合、令和6年7月の実績報告書も事業所単位で行う必要があります。）
- (3) 介護職員処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回るとは想定されていません（同額も不可）。そのため、加算の算定額に相当する賃金改善を実績報告までに必ず実施してください。
- (4) キャリアパス要件Iとして、賃金改善の具体的な内容についてあらかじめすべての職員に対して周知する必要がありますので、必ず説明を行ってください。

※ これらの留意事項のほか、ホームページに掲載している国の通知やQ&Aをご確認いただき、届出をしてください。

【問合わせ先】

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム 田中、高尾、三根
TEL 0942-30-9247
FAX 0942-36-6845